

議案第 12 号

太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和5年 2月28日 提出

太宰府市長 楠田大蔵

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例

〔令和　　年　　月　　日
　　条　　例　　第　　号〕

太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第402号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「入所した」を「入所等した」に改め、同条第1項中「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」の次に「、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設（介護保険特定施設）、同条第25項に規定する介護保険施設」を加え、「入所したため」を「入所等したため」に改め、同条第2項中「入所したため」を「入所等したため」に、「入所した際」を「入所等した際」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。